



◆ 就農受入れ支援内容

事業主体 二戸市

【新規就農支援対策事業】

1 新規就農者

(1) 対象者

市内に住所を有し、将来農業で生計を確立しようとする者で、引き続き市内に居住し、5年以上(研修期間を含む)農業経営をすると認められる概ね50歳以下の者。

(2) 支援内容

市は予算の範囲内で、次の支援措置を講ずるものとする。ただし、1事業対象者につき3年間を限度とする。事業対象者に対する就農奨励金の支給等

ア 就農奨励金の支給

イ 家賃の助成

ウ 農地賃貸料の助成

エ 農業技術及び経営の指導

オ 営農機械及び資材導入制度等の指導

2 研修受入農家等

(1) 対象者

市内に住所を有し、市が指定する重点推進作目の農業研修を指導できる、次に掲げる者とする。

ア 岩手県農業農村指導士

イ 二戸市認定農業者及びこれに準ずる中核農家

ウ 農業者で組織する営農団体等

(2) 支援内容

市は予算の範囲内で、次の支援措置を講ずるものとする。ただし、1事業対象者につき3年間を限度とする。研修受入農家等支援費の支給。

対象者・
支援内容

【移住に関する支援等】※詳細な要件等につきましては、二戸市まちづくり課へお問い合わせください。

1 二戸市ふるさと移住支援補助金

(1) 対象者

・指定地域外から移住する者または指定地域外から移住して5年以内の者

・転入日時点で年齢が50歳未満の者

(2) 支援内容

ア 家賃1/2の補助(上限2万円、転入日から5年のうち最大3年間)

イ 賃貸契約に係る初期費用※1/2の補助(上限6万円、転入前に発生した費用のみ)

ウ 引越し費用1/2の補助(上限10万円、転入前に発生した費用のみ)

※初期費用は、礼金、仲介手数料、保証料の合計額

2 二戸市ふるさと移住定住住宅リフォーム補助金

(1) 対象者

・定住を目的に指定地域外から移住する者又は指定地域外から移住して8年以内の者

・転入日時点で年齢が50歳未満の者

(2) 支援内容

空き家リフォーム2/3補助(上限70万円、自己所有以外の住宅の場合は上限30万円)

4 二戸市若者・移住者向け空き家住宅取得支援補助金

(1) 対象者

・二戸市空き家バンクに登録されている住宅を購入する者(三親等内の親族から取得した場合は不可)

・申請日の前年度末時点で満39歳未満の者または岩手県外から移住して8年以内の者

・申請した日から5年以上継続して取得した住宅に居住する意思がある者

(2) 支援内容

登録空き家取得に要する経費の補助(1件あたり50万円)

問 合 先

〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 二戸市役所 URL <http://www.city.ninohe.iwate.jp/>
 【就農支援】 産業振興部農林課 TEL 0195-23-0180 FAX 0195-23-1634
 【移住支援】 総合政策部まちづくり課 TEL 0195-23-3115 FAX 0195-25-5160

❖ 管内の農業事情等

農 業 振 興 方 針	本市の農業は、野菜、工芸作物、果実等を主体とした畑作農業地帯を形成し、畜産と有機的に結びついた複合経営を基幹とし、地域経済の基礎をなす重要な産業と位置づけており、その安定的な発展を図るため定住条件の整備や基盤の整備、生産・加工・流通の効率化を推進の柱とした各種振興策を展開している。 今後、生産性の高い農業を実現するための集落営農を推進しながら、地元産物を活用した特産品の研究開発や加工流通の効率化を図るとともに、市場競争への対応を強化しながら農業経営の規模拡大と農業生産の向上を推進する。							
重 点 推 進 作 物	ブロイラー、肉用牛、葉たばこ、米、雑穀、きゅうり、ねぎ、しいたけ、ピーマン、ミニトマト、アスパラガス、りんご、さくらんぼ、ブルーベリー、りんどう、小菊							
作 付 ・ 飼 養 ・ 販 売 額 の 状 況	(単位：万羽、ha、頭)							
	作物・畜種	養鶏	葉たばこ	りんご	豚	米	肉用牛	きゅうり
	作付面積等	252	201	162	8,910	879	2,206	14.4
主 な 学 校 等 教 育 施 設	公立保育所 3、認定こども園 4、小規模保育施設 1、小学校 8校、中学校 3校、高校 2校、図書館、市民文化会館、シビックセンター 等							
主 な 医 療 機 関	県立二戸病院、市立金田一診療所、市立浄法寺診療所、開業医(小児科、内科、外科、産婦人科、歯科等多数)							



就農受入れ支援内容

事業主体	軽米町
対象者・支援内容	軽米町親元就農給付金 1 対象者 軽米町内に住所を有し、親（三親等以内の親族を含む。）の経営を継承しようとする者。 2 支援内容 親の農業経営を継承し、新たに就農する者又は就農している者又は就農している者に対し、予算の範囲内で交付期間1年につき72万円の給付金を交付します。（交付期間は最長2年間。事前に親元就農計画を作成し、審査を受ける必要があります。 国の農業次世代人材投資資金並びに新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業及び就農準備資金・経営開始資金経営開始資金との重複受給はできません。）
問合せ先	〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米10-85 軽米町産業振興課 TEL 0195-46-4739 FAX 0195-46-2335

管内の農業事情等

農 業 振 興 方 針	地域の中心経営体への利用集積により、農業経営の安定化を図るとともに、生産者や消費者のニーズに応じた農業振興、新規就農者の確保・育成を推進し、遊休農地の減少や農村風景の保全に努めます。								
	○ 資源循環型農業の推進								
	水田を活用した飼料用米、飼料用作物の作付により、給餌した家畜の堆肥を農地に還元するなど環境に優しい資源循環型農業と低コスト生産を推進します。								
	○ 環境に配慮した農業の推進								
	良質な堆肥の施用や減農薬等の推進を図り、化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に努め、持続的な環境に優しい農業を進めるとともに、農業用産業廃棄物の排出抑制と適正処理を徹底します。								
	○ 担い手の育成・確保								
重 点 推 進 作 物	就農相談会の開催等により新規就農者の掘り起こしを行い、新規就農者育成総合対策や軽米町親元就農給付金事業を活用し、農業振興の中心となる担い手の確保、育成を図ります。また、ロボット技術やICTを活用して、省力化や高品質生産を図るスマート農業の実践等、若者にも魅力ある農業を構築するため、新技術の導入を推進します。								
	○ 近隣市町村、関係団体との連携の推進								
	近隣市町村との連携を図りながら、出荷の規模拡大と品質管理、安定した出荷を行い、農林畜産物の安心・安全な産地化を推進します。								
	野菜（ほうれんそう、ねぎ、ピーマン、さやいんげん、きぬさや）、果樹（りんご、加工もも、ブルーベリー）、花き（りんどう、スプレー菊、輪菊、小菊）								
作 付 ・ 飼 養 ・ 販 売 額 の 状 況	(単位：ha、頭、羽、百万円)								
	作物・畜種	ほうれんそう	ねぎ	ピーマン	さやいんげん	りんご	加工もも	きぬさや	ブルーベリー
	作 付 面 積	2.0	2.0	4.1	0.4	11.4	12.9	0.3	0.8
	販 売 額	14.3	21.9	88.1	3.4	24.3	25.3	3.7	1.7
	作物・畜種	りんどう	スプレー菊	輪菊	小菊	乳用牛	肉用牛	豚	ブロイラー
	作 付 面 積	1.0	1.4	0.5	0.3	105	1,279	21,723	2,011,759
主 な 学 校 等 教 育 施 設	販 売 額	8.2	19.0	2.4	2.4	-	-	-	-
	主 な 医 療 機 関	認定こども園 1、保育園 2、小学校 3、中学校 1、高等学校 1							
主 な 医 療 機 関		県立病院 1、開業医 2、歯科 3							



❖ 就農受入れ支援内容

事業主体	株式会社九戸村総合公社
対象者・支援内容	1 対象者 九戸村に居住し引き続き営農できる者(新規参入者、U・Iターン者、新卒者) 独身者：概ね40歳以下、既婚者：概ね50歳以下 2 支援内容等 (1) 支援内容 ・ 1～3年間の生活費を助成 独身者：月額13万円、夫婦(2名)：月額19.5万円 ・ 受入れ人数は、毎年若干名(家族)とします。 (2) 栽培対象作物 野菜(トマト・ピーマン・ねぎ) 特産物(山わさび) 3 栽培指導 (株)九戸村総合公社(ナインズファーム)の専任指導員が栽培指導を行います。 4 研修用ハウスの設置 新規就農希望者は、(株)九戸村総合公社の研修用ハウスでピーマンやトマトの栽培管理を研修し、その後に就農することになります。 5 申し込み方法 所定の様式により「(株)九戸村総合公社(ナインズファーム)」に申し込みください。 支援対象者の決定は、審議会による書類審査と面談で決定し、後日、本人に連絡します。
問 合 先	〒028-6502 九戸村大字伊保内10-11-6 九戸村役場 産業振興課 生産振興係 担当者：西野 TEL 0195-42-2111(内線241) FAX 0195-42-3120

❖ 管内の農業事情等

農業振興方針	地域による話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定の促進及び農作業受委託の促進を図り規模拡大を進める。また、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地化を推進する。							
重点推進作物	野菜(トマト・ピーマン・人参・ねぎ)、花き(りんどう、菊類)、葉たばこ							
作付・飼養・販売額の状況	(単位：ha、頭、百万円)							
	作物・畜種	水稻	葉たばこ	トマト	ピーマン	人参	ほうれんそう	Gアスパラ
	作付面積	187.9	13.2	2.2	5.7	1.9	0.3	1.8
	販売額	-	69.5	57.9	98.2	13.4	2.2	1.1
	作物・畜種	ねぎ	えだまめ	山ぶどう	りんどう他	甘茶	乳牛	繁殖牛
	作付面積	1.5	1.2	5.2	9.0	3.5	285	160
主な学校等教育施設		幼保一体型 1、保育園 2、小学校 5、中学校 1、高校 1						
主な医療機関		県立二戸病院附属九戸地域診療センター、開業医(歯科 1)						



就農受入れ支援内容

事業主体	一戸町
対象者・支援内容	●新規就農者経営確立支援事業 1 対象者 青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）または認定新規就農者が認定農業者の認定を初めて受け、計画の目標年に達していない方。 2 支援内容 (1) 青年等就農計画または農業経営改善計画の目標を達成するために要する経費として、上限70万円/年度を交付します。ただし、経営発展支援事業又は経営開始資金を受給していない方に限ります。 (2) 農地を賃貸借する場合の賃借料として、上限6万円/年度を交付します。 3 注意事項 ・補助金の交付を受けた最終年度の次の年度の4月1日から5年以内に離農した場合は、全額返還となります。 ・不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、全額返還となります。 ●新規就農者応援給付金交付事業 1 対象者 青年等就農計画または農業経営改善計画の認定を初めて受けた方。 2 支援内容 10万円/対象者を交付します。 3 注意事項 ・申請期限は、認定を初めて受けた日から起算して1年以内になります。 ・給付金の交付を受けた日から3年以内に離農した場合は、全額返還となります。 ・不正な手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合は、全額返還となります。
問 合 先	〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢24-9 一戸町産業建設部農林課 農業振興係 TEL 0195-33-4854 FAX 0195-33-3770

管内の農業事情等

農 業 振 興 方 針	農業を町の基幹産業と位置付け、気象・立地条件などの厳しい条件を逆手に取り、中山間地域・高冷地という生産環境を生かして、土地利用型と集約複合型営農の確立を推進する。					
重 点 推 進 作 物	・ 南地区・・・レタス、キャベツ、スイートコーン等の高原野菜、酪農と畜産 ・ 北地区・・・トマトなどの施設園芸作物、さくらんぼ等の果物、花卉					
作 付 ・ 販 売 額 の 状 況	(単位：ha、百万円)					
	作 物	レタス	キャベツ	トウモロコシ	トマト	りんどう
	作付面積等	199.0	26.0	13.0	6.3	8.7
	販 売 額	899.8	89.7	20.0	153.8	114.8
主 な 学 校 等 教 育 施 設	認定こども園3、小学校3校、中学校2校、高校1校、特別支援学校2校、町民文化センター、コミュニティセンター、図書館等					
主 な 医 療 機 関	県立一戸病院					

❖ 就農受入れ支援内容

事業主体	(株)一戸夢ファーム	
対象者・支援内容	1 対象者 ・ 年齢が48歳未満で、一戸町内に就農する方 ・ (株)一戸夢ファームで指定した研修内容に従っていただける方 ・ その他の条件は町農林課または(株)一戸夢ファームにお問い合わせください。 2 支援内容 (1) 研修期間 2年間または1年間 (2) 研修内容 ア 一戸町の柱となる主要な野菜、花きの園芸作物並びに新需要野菜等の生産(苗作りから)及び販売の全般的基礎知識の習得 イ 農業経営の全般的基礎知識の習得 ウ 農業機械の操作及び作業技術の全般的基礎知識の習得 エ その他 農業の共通栽培技術、経営の基礎知識の習得(共通科目) (3) 主な研修対象作物 ア 野菜 重点品目 トマト 補完品目 レタス、ネギ、菌床しいたけ、山菜類 イ 花き 重点品目 りんどう 補完品目 小菊、ヒペリカム、スターチス ウ その他 新需要野菜品目、地域特産品目	
問 合 先	〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢24-9 一戸町産業建設部農林課 農業振興係 TEL 0195-33-4854 FAX 0195-33-3770	〒028-5134 一戸町奥中山字西田子75-45 (株)一戸夢ファーム TEL 0195-35-3775 FAX 0195-43-3785

❖ 子育て支援策

事業内容	子育て支援住宅 : 子育て世代の家計応援住宅。	
対象者・支援内容	1 対象者 ・ 子育て世代(満18歳未満の親族または妊娠中の親族)の方 ・ 一戸町内のアパートに入居していない方 ・ 市町村税及び町の使用料等を滞納していない方 2 支援内容 家賃月額2万1千円～3万9千円 ※ 空室がある場合には、随時入居者募集を行っています。	
問 合 先	一戸町役場 地域整備課 建築住宅係 TEL 0195-33-4853	

※ その他保育料の実質無料化、医療費助成の対象を高校生まで拡充するなど、子育て支援対策を行っています。詳細は、町ホームページにある、「一戸町子育て情報ガイドブック」をご覧ください。

❖ 移住支援

事業内容	移住相談	
対象者・支援内容	1 対象者 移住を希望する方 2 支援内容 当町の移住コーディネーターが、移住希望者から住まい等の移住に関する相談に応じます。	
事業内容	移住体験住宅	
対象者・支援内容	1 対象者 農業体験を希望する人・家族または町内への移住を検討している人・家族(一戸町外在住者のみ) 2 支援内容 一戸町に移住をする前に、お試して「いちのへ暮らし」を体験することができます。 使用料(光熱水費込) ① 農業体験 1週間～4週間(2週間まで延長可) 2,000円/週	